

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員	1, 040 万円	6, 500 円	4, 000 円
競技会補助員			
医師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師等	3, 000 万円	10, 000 円	5, 000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に捧げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めにあるもの

5 事故報告

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実施本部は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この事項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。